

第4回 高森町水道及び下水道料金審議会 会議録

【日時】 令和7年10月14日（火） 午前10時00分～午前11時00分

【場所】 高森町役場 3階 大会議室

- 【次第】
1. 開会
 2. 会長あいさつ
 3. 会議
 4. 閉会

【出席者】 細江昭会長、中塚功二副会長、河合隆俊委員、齋藤天委員
湯沢健彦委員、宮下洋司委員、渡辺千恵子委員、西島好信委員
緒方瑠奈委員、松梶沙織委員
(欠席委員) 松下正委員、久保田愛子委員、内山裕蔵委員

【事務局】 環境水道課長、上下水道係長(3)、上下水道係主任、新日本設計株式会社(1)

【議事等の摘要】

1. 開会

2. 会長挨拶 細江会長

・それでは、みなさん改めまして、おはようございます。

本日は第4回の会議となります。6月の第2回会議では町からの諮問がありました。それに基づきまして、答申案を固めるべく、事務局から説明を受けながら、我々の意見を出していき、第3回では一応、答申案の形がまとまってきました。本日は事務局の方から答申書をどのような形にするか提示があるとのことですので、それをもって最終案になると思いますので、審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

3. 会議（議長：細江会長）

(1) これまでの振り返りについて

○事務局

・上下水道料金の改定に至る経緯、本審議会での審議事項について説明。

→意見、質問等なし

(2) まちづくり懇談会で寄せられた意見等について（未報告分）

○事務局

・「令和7年度まちづくり懇談会記録」に基づき、事務局よりまちづくり懇談会での意見及びそれに対する回答について説明（第3回会議までで未報告分）

→意見、質問等なし

(3) 答申書（案）について

○事務局

・資料1に基づき答申書（案）の内容を委員で共有。答申内容は以下のとおり。

- (1) 料金算定期間は、水道事業、下水道事業ともに令和8年度から令和12年度の5年間とすることが適当である

(2) 水道料金は、改定率約 11%（改定前と改定後の全体増収分）引き上げることができる水道料金への改定が適当である（別表 1 のとおり）

(3) 下水道使用料は、改定率約 11%（改定前と改定後の全体増収分）引き上げることができる下水道使用料への改定が適当である（別表 2 のとおり）

(4) 水道料金及び下水道使用料の改定時期は、令和 8 年 4 月 1 日とすることが適当である

○委員

・ 喬木村でも水道料金の改定が検討されているとのこと。喬木村は今まで料金水準が低かったので、今回の改定率が高いということですが、今回の改定によって、近隣では最も高い水準になるであろうという新聞報道を見ました。

当町では、当初は 15%の改定率をベースに検討が進められていましたが、最終的には 11%に落ち着きました。今後、上下水道事業をどのように持続にしていけるのか、お考えを伺えればと思います。

○事務局

・ 喬木村の料金改定について報道がありますが、この内容について、一気に料金を引き上げるものではなく、段階的に引き上げるものだったかと思います。詳細については、まだ把握できていない部分もございまして、確実なことは申し上げられませんのでご容赦いただければと思います。

今回、高森町の水道料金、下水道使用料につきましては、両方とも平均 11%程度の改定ということで進めさせていただいております。これはあくまで、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間という期間において、水道事業では 0.7%という資産維持率を確保できる水準、下水道事業では赤字を発生させない水準ということで設定しております。

答申書（案）の方にも盛り込ませていただきましたが、令和 13 年度以降の適正な料金については、継続して検討していく必要があります。令和 13 年度以降も、今回の改定による料金水準が維持できるのか、再度改定が必要なのかを様々な指標をもって判断していかなければいけません。令和 12 年度になるかと思いますが、再度審議会を設置して、具体的な数値を示しながらご審議いただき、判断していきたいと考えております。

○委員

・ まちづくり懇談会の中では、改定率についてどのように説明されていますでしょうか。

○事務局

・ 資料の中では平均 15%程度と示させていただいております。11%という改定率は、まちづくり懇談会の中では説明しておりません。

○委員

・ 前回の第 3 回会議において、11%の改定率まで抑制できるというお話をいただいておりますが、それがこの結論になっているという認識でよろしいですか。

○事務局

・ おっしゃるとおりです。まず、検討の初期段階では改定率 15%がひとつの目安として算出され、まちづくり懇談会や報道等でこの数値をお示ししました。それ以降の検討において、最新令和 6 年度決算の数字が出てきましたので、再度、水需要予測を精査させていただい

たところ、当初の予測結果ほど上下水道使用量は減少しないという結果になりました。先ほど説明差し上げた水道事業における資産維持率 0.7%の確保など、当面必要な収入を確保するためには、15%もの改定率は不要ではないかということで、改めて事務局で検討させていただきました。

当初 15%という数値を示したので、これを結論としてもいいのではないかと、といったご意見もあるかもしれませんが、やはり住民の皆様のご負担を最小限でとどめたいという思いがあり、最終案として 11%の改定率を示させていただきました。ご理解いただければと思います。

○委員

- ・ 附帯意見の冒頭は以下のとおりの文面となっています。

「本答申の基礎としている上下水道事業の財政収支見通しにおける建設投資の予定では、施設の耐震化や老朽化対策事業及び下水道統合事業が盛り込まれている。安全・安心な水の供給及び公共用水域の保全のためにもこれら事業の確実な実施に努められたい。人口減少による上下水道事業の減収が確実な中で、これらの事業を進めていくためには、水道料金及び下水道使用料の改定は不可避であると考えられる。」

この文面が、どうにも収まりが悪く感じてしまいます。修正することは可能でしょうか。

○細江会長

- ・ ただいまのご意見に対し、委員の皆様のお知恵を貸していただければと思います。

→委員からのさまざまな意見を踏まえ、上記文面を以下のとおり修正。

「本答申の基礎としている上下水道事業の財政収支見通しにおける建設投資の予定では、施設の耐震化や老朽化対策事業及び下水道統合事業が盛り込まれている。これらの事業を進めていくためには、人口減少による上下水道事業の減収が見込まれることから、水道料金及び下水道使用料の改定は不可避であると考えられる。安全・安心な水の供給及び公共用水域の保全のために、これら事業の確実な実施に努められたい。」

○委員

- ・ まちづくり懇談会での意見でもありましたが、上下水道料金が改定されるということで、不安を感じられている町民の方もいらっしゃいます。附帯意見の最後の 2 行で、生活困窮者や子育て世帯の負担軽減に関するフォローも提言されており、よろしいのではないかと考えます。

○細江会長

- ・ 委員の方から、生活困窮者等へフォローに関する意見がございました。これに関して、町の方では、現時点で具体的な取組等は検討されていますでしょうか。

○事務局

- ・ この部分につきましては、既に理事者と話を進めさせていただいております。これから来年度予算に向けての協議が始まってまいりますので、福祉部局とも協議しながら、本当に必要な取組について検討させていただきます。そのうえで、来年度予算に向けて盛り込めるものがあれば、実現に向けて努力させていただくという方向です。内容調整の段階にきているということでご承知ください。よろしくお願いいたします。

○細江会長

- ・それではご意見等も出揃ったようですので、ここで決を採りたいと思います。本審議会から町への答申書について、本日の審議により文面を一部修正させていただきました。これを最終案とし、答申したいと考えますが、賛成の方は挙手をお願いします。

→賛成多数

それでは賛成ということで、答申内容を決定します。

(4) 今後のスケジュールについて

○事務局

- ・資料2に基づき、事務局より今後のスケジュールについて説明。
 - ・審議会翌日の10月15日に細江会長より町長へ答申書を提出いただく。
 - ・10月20日及び11月4日に、料金改定に関する議会説明を実施。
 - ・11月の中旬から下旬にかけて、料金改定に関する町民説明会を実施。
 - ・料金改定については12月議会に上程し、可決いただいた暁には、1月以降に各種広報やシステム改修を行い、4月より改定を行う予定。

→意見、質問等なし

(5) 町民向け説明会資料について

○事務局

- ・資料3に基づき、事務局から資料説明。

→意見、質問等なし

(6) その他

○事務局

- ・ご審議いただきまして、ありがとうございました。本審議会からの答申書については、先ほどの修正を経て、最終案をお認めいただきました。これをもって、細江会長より町長へ答申していただきますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、今回の諮問に対する審議はひと区切りとなります。委員の皆様には、3月の第1回会議から熱心にご審議いただきまして、改めて感謝申し上げます。

審議会規定第3条第2項において、「委員は、当該諮問に係る審議が終えたときは解任されるものとする。」ということになっております。細江会長には明日、町長への答申を行っていただきますが、委員の皆様は本日で審議委員を解任という形になりますので、よろしくお願いいたします。

本当に長い期間、大変お世話になり、ありがとうございました。

4. 閉会 細江会長

- ・それでは、これにて高森町水道及び下水道料金審議会を終わります。ありがとうございました。